



浜通り

週刊
避難者応援情報紙
5月25日発行

Vol.4



さんじょうライフ

被災自治体News

この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市からのお知らせ

◆仮設住宅の入居者選定結果について

5月22日HP掲載

第一次選定が終了いたしましたので、発表いたします。

発表は番号のみです。

ご本人には5月23日(月)以降に電話等で確認の連絡をいたします。

なお、応募時点と世帯構成が変更になる場合(優先者がいなくなるなど)や入居後に虚偽の入居があったことが発覚したときは決定の取消しとなります。

●選定された皆様の入居手続について

1. 日時

5月28日(土)から6月3日(金)までの1週間 午前9時～午後5時

※この期間に入居手続ができない方は選定者への連絡時に相談ください。

2. 場所

鹿島区役所大会議室

3. 入居手続の方法

(1)誓約書の提出

(2)入居に当たっての注意点について

(3)電気、ガス、水道、電話等の手続について

(4)鍵の引渡しについて

(5)その他

※できるだけ28日(土)、29日(日)

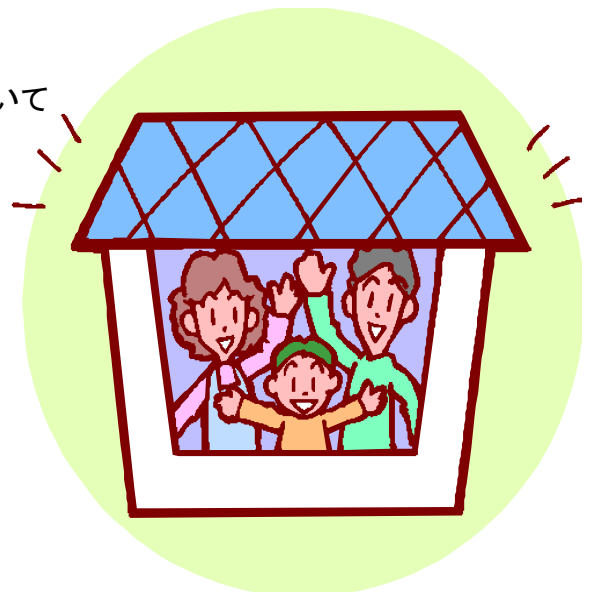
に入居手続きをされるようお願いいたします。

4. 問い合わせ

南相馬市役所 建築住宅課

TEL:0244-24-5253

FAX:0244-24-6151



浪江町からのお知らせ

◆浪江町コールセンター開設のお知らせ

5月22日HP掲載

浪江町役場にお問合せをいただいている多くのお客様をお待たせしている状況の改善と利便性向上のため、役場の移転に合わせ、5月23日(月)より浪江町コールセンターを開設いたします。

【電話番号】

03-5638-5055(専用10回線)

【業務開始日】

5月23日(月)

【対応内容】

現在、浪江町役場の総合窓口等で対応している業務のほぼ全てを対象にしています。

- ①各種証明書の申請方法案内及びお問合せ
- ②義援金申請書送付受付及びお問合せ
- ③仮設住宅・借り上げ住宅申請書送付受付及びお問合せ
- ④一時立入りお問合せ
- ⑤り災・被災証明書発行申込受付及びお問合せ
- ⑥安否報告受付・安否確認
- ⑦各種相談窓口等の情報提供
- ⑧その他お問合せ

電話番号について

コールセンター専用の交換機が東京にあるため、「03-5638-5055」となっているものです

川内村からのお知らせ

◆仮設住宅について

5月22日HP掲載

郡山市内に建設を要望しておりました仮設住宅(321戸)が5月末には完成し、6月上旬に川内村に引渡しされる予定です。現在、少しでも早い入居ができるよう割振り作業を進めております。(いわき市内にも20戸の仮設住宅の要望も行っております)

仮設住宅は、4建設メーカーで4つの間取りタイプがありますが、すべて9坪です。長期間生活する空間ですので、成人の方が4人以上の世帯について2戸に入居できるよう割振り作業をすすめております。

※なお、1戸につき、電気・ガス・水道のメータが付き、戸別ごとに料金が発生しますので、2戸必要のない方は住宅担当までご連絡ください。

また、日本赤十字社からの家電製品を希望しない方は、あらかじめご連絡ください。

問い合わせ

川内村役場 災害対策本部 TEL:024-946-8828

富岡町からのお知らせ

◆町民のみなさまへ（富岡町長）

HP新着情報より

3月11日の大地震から2カ月が過ぎました。

この間、全国の多くの方々や団体、自治体などから、避難受け入れや物資提供、避難所運営など、たくさんのご支援をいただき、感謝申し上げます。

県内では小中学校に続き高校でも授業が始まり、不自由な生活の中ではありますが、子どもたちも徐々に日常生活を取り戻しているように思います。

一時帰宅や仮設住宅建設などまだまだ課題は山積しておりますが、国、県をはじめ関係機関と連携を図ながらしっかり対応してまいります。

町といたしましても、全国に避難されている町民のみなさまの一刻も早い生活再建がなされるよう、情報の提供や生活支援に取り組んでまいります。

5月14日には自衛隊とともに空から町内を視察し、津波被害の大きさを改めて認識するとともに、復興に向けて決意を新たにいたしました。

また、車による視察も行い、現地で活動する自衛隊や警察、瓦礫撤去の協力企業の皆さんに御礼と感謝の気持ちをお伝えしました。

先日政府から、自宅に帰れる時期を判断するまでの工程表が示されました。

実現の日までは紆余曲折があらうかと思いますが、来年の春には、富岡に戻り、夜の森の桜を見ることができると信じています。

頑張りましょう。

富岡町長 遠藤勝也

◆とみおか町災害情報紙

5月20日HP掲載

3月まで発行していた「広報とみおか」に代わり、今月から「とみおか町災害情報」を発行しました。これまでよりページ数が少なく簡素なものとなっておりますが、避難されている皆さんと町をつなぐホットラインとして活用してまいります。

情報誌は、各世帯の世帯主の方の避難先に郵送いたしました。届かない場合は、改めて送付先情報の連絡をお願いいたします。

今回の情報紙発行後に、「福島県借上げ住宅の特例措置」について新しい情報が追加されました。

【問い合わせ】

富岡町災害対策本部

〒963-0115

福島県郡山市南二丁目52番地
(ビッグパレットふくしま内)

TEL:0120-336-466

FAX:024-946-1732

E-mail tomioka.machi@gmail.com



大熊町からのお知らせ

◆5月18日(水)現在の安否情報登録人数

5月19日HP掲載

5月18日(水)現在の安否情報登録人数は、11,393人です。

3月11日現在人口は11,505人ですので、残り112人について、一度も安否確認がされていません。

お心当たりの方は、コールセンターまで情報をお寄せください。

【安否情報コールセンター】

TEL:0242-26-3755 安否情報コールセンター(9~17時)

FAX:0242-26-3790

個人情報保護により、特定個人の連絡先をお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

◆子ども手当の受給者で住所を異動した方へ役場に連絡を下さい

5月20日HP掲載

現在大熊町では、子ども手当の6月支給に向けての準備を進めておりますが、震災日以降に住所(住民基本台帳上の住所)を大熊町外へ異動した方については、過払いとなる可能性があるため、大熊町役場保健福祉課福祉係にご連絡ください。

問い合わせ

大熊町役場 会津若松出張所 保健福祉課

TEL:0242-26-3844(代表)



被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町:ビッグバレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号) 双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1) 浪江町:二本松市市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22) 川内村:ビッグバレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	
大熊町	0242-26-3844	
双葉町	0480-73-6880	
浪江町	03-5638-5055	
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	

いわき市からのお知らせ

◆小名浜地区保健福祉センター及び 小名浜区画整理事務所の移転について

5月22日HP更新

小名浜地区保健福祉センター及び小名浜区画整理事務所の業務は、5月23日(月)から小名浜武道館で行いますので、お知らせします。

※小名浜武道館

いわき市小名浜字蛭川新川間62

連絡先

小名浜地区保健福祉センター

庶務係TEL :54-2904

福祉介護係TEL : 54-2914

保護係TEL : 54-2936、54-2938

保健係TEL : 54-2942

小名浜区画整理事務所TEL : 54-2240

問い合わせ

総務部総務課

TEL:0246-22-7401

ファクス:0246-22-3662



◆災害により、申告がお済みでない方へ 平成23年度 市県民税申告相談 再受付の御案内

5月22日HP更新

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、市県民税の申告期間を延長しているところです。

つきましては、本来の申告期限である3月15日までに申告が出来なかった方を対象に、会場を設け、申告受付を行います。

市県民税の申告内容は、各種証明書発行、公営住宅の申込、保育所の入所、国民健康保険税、介護保険料の算定などに影響するため、様々な手続きを行う上で必要となります。

なお、確定申告についての問い合わせは、いわき税務署(TEL:0246-23-2141)で受け付けています。

問い合わせ 財政部 市民税課 TEL:0246-22-7426 ファクス:0246-22-7588

双葉町からのお知らせ

◆子ども手当の支給について

5月23日HP掲載

6月期の子ども手当につきましては、6月10日(金)に支給の予定です。

今回の支給は、平成23年2月～5月までの4ヶ月分となります。

上記の期間中に転出された方については、転出した月分までの支給となります。また、ご出生され、申請のあった方については、出生の翌月分からの支給となります。

なお、支払通知書につきましては、発行できない状況ですので、ご了解ください。お手数ですが、入金の確認をよろしくお願いいたします。

通帳への入金表示は、6月10日入金の「フタバマチ」となります。

金額については、子ども人数×手当額13,000円×対象月となります。

※3月に中学校を卒業した子どもの手当額について

中学校卒業の月までが支給対象となるため、支給は2月・3月の2ヶ月分となります。

【問い合わせ】

双葉町埼玉支所 健康福祉課福祉介護係

TEL : 0480-73-6899

◆医療機関での窓口の取り扱い変更について

5月23日HP掲載

医療機関において、保険診療を受けるには被保険者証の提示が必要になります。

現在、震災に伴う被保険者証の紛失により、医療機関窓口での氏名・生年月日等の申し出により保険診療を受けられる(一部負担金等が猶予される)扱いとなっております。この取り扱いについての期間が平成23年5月31日から平成23年6月30日まで延長されました。

なお、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には被保険者証の提示が必要となります。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、被保険者証が無い方については再交付申請をしてください。

【問い合わせ】

双葉町埼玉支所 健康福祉課福祉介護係

TEL : 0480-73-6899



◆医療機関窓口における一部負担金等の支払免除には、「一部負担金等の免除証明書」が必要となります。

5月24日HP掲載

現在、医療機関窓口で以下に該当することを申し出ることによって、一部負担金等が免除されていますが、平成23年7月1日より、一部負担金等の免除のためには、ご加入の医療保険の保険者が発行する、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

なお、双葉町の国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者については、被保険者証の提示により住所地を確認することで、当面の間、免除証明書の提示は必要ありません。

災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生後、他市町村への転出者含む)であり、以下のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は危篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている方
- ⑦原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方

【問い合わせ】

双葉町埼玉支所 健康福祉課国保年金係
TEL: 0480-73-6880

◆地震保険金のお支払いに関する特例措置について

5月24日HP掲載

東京電力第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域(計画的避難区域・緊急時避難準備区域を含む)にお住まいの皆さまを対象として、地震保険金をお支払いするにあたって自己申告に基づき損害調査を行う特例措置を実施する旨、(社)日本損害保険協会から情報提供がありました。

今後、一時立入(一時帰宅)を予定されている方は、手続きなどについて、事前にご契約の損害保険会社にご確認ください。

※ご契約の損害保険会社が不明な場合などは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

(社)日本損害保険協会「地震保険契約会社照会センター」
フリーダイヤル: 0120-501331
受付時間: 月～金曜日(祝日は除く) 9:00～17:00

福島県からのお知らせ

◆福島県借上げ住宅の特例措置の一部改正について

5月19日HP掲載

自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置

【改正点】

- 1 **対象世帯** 避難前に県内に居住していた全ての世帯を対象とします。
- 2 **住宅要件** 原則として、月ごとの家賃等(共益費、管理費、駐車料金等を含めることができる)が、6万円以下(乳幼児を除き、入居者人数が5名以上の場合は9万円以下)、かつ耐震性を有することが確認されたもの。
- 3 **県の借上げ住宅となる以前の費用の負担** 3月11日以降、被災者自ら民間住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用及び家賃については、入居日にさかのぼって県が負担します。

適用日は5月18日となります。

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続きは、6月1日以降受け付けません。

問い合わせ 福島県土木部建築総室 建築住宅課 TEL:024-521-7519

◆厚生労働省が方針転換、仮設住宅の転居可能に

5月21日福島県内新聞掲載

厚生労働省は、仮設住宅の入居者が別の仮設住宅へ転居することを認める方針を決めた。コミュニティの維持を重視し、可能な場合は同じ地区の人が同じ仮設住宅群に住めるよう転居を実施する。

◆自動車抹消登録の被災者支援について

HP掲載

自動車抹消手続きについて、福島県行政書士会から情報提供がありましたので、お知らせします。

福島県行政書士会は、この度の東日本大震災により滅失、または使用不能になった自動車、並びに避難により長期間使用できない自動車の抹消登録手続きについて、震災被災者支援として無料で行うこととしました。

詳しくは、以下までご連絡をお願いします。

福島県行政書士会

TEL: 024-942-2002 (平日 10～16時まで)

(ブログ注)

一時抹消の手続きの場合、通常は(1)車検証、(2)ナンバープレート、(3)実印、(4)印鑑証明が必要となりますが、避難されている方は、(1)・(2)は不要で、(3)・(4)の提出が必要になるとのことです。

問い合わせ

福島県行政書士会 TEL: 024-942-2002 (平日 10～16時まで)

三条市からのお知らせ

◆三条凧合戦参加について(ご案内)

例年6月第1土曜日～日曜日に開催される三条凧(イカ)合戦は、鮮やかな武者絵の描かれた畳2畳半ほどの大きな六角凧が、初夏の大空に空中絵巻を繰り広げ、相手の凧糸を切り合う三条の伝統的なイベントです。

今年は、避難者の皆さま方に楽しんでいただけるよう、交流イベントを開催します。昼食は、19の凧組に分かれて一緒にお召し上がりいただきます。各組自慢の料理を味わいながら、三条の話を聞く良い機会です。無料送迎バスを各避難所から運行しますのでぜひご参加ください。

1 と き 平成23年6月5日(日)

2 出発時間

■総合福祉センター 発 8時30分 1号車

■体育文化センター 発 8時30分 2号車

3 到着時間

■総合福祉センター 着14時10分 1号車

■体育文化センター 着14時15分 2号車

4 申込方法

避難所にある「三条凧合戦観覧者報告書兼乗車名簿」にご記入ください。

5 申込締切 5月28日(土)組分け説明会開催時までにご申し込みください。

説明会後は、営業戦略室観光係までお問い合わせください。

6 組分け説明会 5月28日(土) 行動をともにする凧組を決めます。

総合福祉センター 18時30分～

体育文化センター 19時30分～

7 その他

昼食は会場で各凧組が用意した自慢の料理をお召し上がりいただきます。

観覧は各組のテント内でしていただきますが、暑さ対策は各自でお願いします。

8 問い合わせ

三条市営業戦略室観光係

担当:西川・鳥丸

TEL:0256-34-5511

内線418

* 詳しくはパンフレットを
ご覧ください



三条市からのお知らせ

◆浜通りライナー「野馬追号」運行開始のお知らせ

市内循環バス「ぐるっとさん」の運行ルート
を補完し、皆さんの生活拠点と皆さんの支援
施設である「総合福祉センター」、「体育文化
センター」とを結ぶ浜通りライナー「野馬追号
(のまおいごう)」を6月1日(水)から運行いた
します。

料金は無料ですが、ご乗車の際は各避難
所で交付しております「ひめさゆりカード」を
乗務員にご提示ください。

運行時間、運行ルート等につきましては、
別紙「浜通りライナー野馬追号運行マップ」
をご覧ください。

問い合わせ

三条市役所環境課防犯・交通係 担当:太田
TEL:0256-34-5511 内線255



気軽にご利用
ください

◆市内循環バス「ぐるっとさん」の利用に関するお知らせ

市内の移動の利便性を向上させるため、5月12日から市内循環バス「ぐるっとさん」に
ついては、無料でご利用いただけるようになりました。

ご利用の際は、各避難所で交付しております「ひめさゆりカード」をお持ちいただき、バ
スを降りるときに乗務員にご提示ください。

運行時間、運行ルート等につきましては、別紙「市内循環バスぐるっとさんバスマップ」
をご覧ください。

問い合わせ

三条市役所環境課防犯・交通係
担当:太田 TEL:0256-34-5511 内線255

【三条税務署からのお知らせ】

◆東日本大震災により被害を受けられた方へ税金について

大震災により被害を受けられた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続
きを行うことで、所得税が還付となる場合があります。

そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還
付などの特例があります。

詳しくは、三条税務署に問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ 三条税務署 TEL:0256-32-6211(自動音声案内)

ソレイユ避難所
代表班長の横山邦彦
さんにインタビューし
ました。



Q1 お住まいはどちらですか。

南相馬市の小高区で、海岸から50メートルくらいのところです。

Q2 地震のときは、どうでしたか。

勤め先にいたのですが、すぐ自宅に戻り、間一髪で家族をつれて高台の避難所へ逃げることができました。

津波は海が一気に盛り上がって想像を絶する速さで集落を飲み込んでしまいました。

Q3 三条に来られたのは、いつですか。また避難所の様子はどうですか。

いくつかの、避難所を回り、3月17日に来ました。みんなから協力していただいてよくまとまっています。

Q4 三条市に来られて2カ月たちますが、印象はどうですか。

三条市には、いつも明るくなるように応援してくれて本当にありがたいです。イベントでは、植樹をしたことと御柱建てが印象に残っていて、特に御柱建ては三条市長さんも一緒になって、みんなで力を合わせて御柱を建ち上げたのがよかったです。

Q5 何かメッセージがあればお願いします。

避難してきたみんなで、福島に戻りたいと思いますが、それぞれの事情があり、戻りたくても戻れない方もいて残念です。

取材者の一言

津波の恐怖を写真を見せながら話をしてくださり、ありがとうございました。

横山さんは5月末にご家族の方と福島へ戻る予定です。仮設住宅もまだ、決まっていらないようですが、「まずはこれが前を向く一歩かな」とおっしゃっていました。

縁あって三条に来られ、そしてソレイユ避難所の代表役を務めていただき、ありがとうございました。どうぞお体に気をつけてお元気で。

イベント情報



■越後三条・高城ヒメサユリ祭り■

- 日時 5月21日(土)～6月5日(日)
- 会場 高城 ヒメサユリの小径
- 維持管理協力金 一人200円
ひめさゆりカード提示で無料になります。
- ※期間中、臨時駐車場「道の駅漢学の里しただ」から登山道入口まで無料シャトルバスを運行します。
- また、山道を歩きますので登山用の履物等でおいでください。詳しくはパンフレットをご覧ください。



■春の保内公園まつり■

- 日時 5月28日(土)・29日(日)9:00～16:30
- 会場 保内公園
- その他 28日(土)のみ市内各避難所から会場へ無料送迎バスを運行します。
- 詳しくは別紙をご覧ください。



●おもてなしイベント情報

各避難所などでイベントを開催します。避難所については班長を通じて、避難所以外の方については、後日郵送でご連絡いたします。なお、避難所以外の方で申込が必要なイベントについては、直接ご連絡ください。また、申込が必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆問い合わせ：政策推進課政策推進担当

Tel 0256-34-5511 (内線745)、FAX 0256-34-7933

Email seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期日	時間	内容	会場
毎週火曜日	6:30～9:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	6:30～9:00	サッカー教室	南小学校グラウンド
	15:00～17:30	料理教室 *事前申込みが必要です。	総合福祉センター
5月28日(土)	9:00～16:30	春の保内公園まつり	保内公園
	15:00～16:00	トランペットコンサート	総合福祉センター
5月29日(日)	9:00～16:30	春の保内公園まつり	保内公園
	10:00～11:00	トランペットコンサート	体育文化センター
	13:00～17:00	東映ムービルイベント 【バンド演奏】	東映ムービル
	16:00～17:00	一緒に歌おう会	総合福祉センター
	17:00～	プロレスリング・ノア【プロレス観戦】 【申込期限:5月27日(金) 午前中まで】	厚生福祉会館